

くらしの情報

お知らせ

「日曜日」でもパスポートの受け取りができます！

平成17年（2005年）5月15日から「日曜日」でも長野・松本の地方事務所では、パスポート窓口でパスポートを受け取ることができるようになりました。

● 受取時間は、午前9時30分から午後6時までです。

● 長野、松本以外のパスポート窓口で申請された方でも、日曜日に長野、松本の窓口で受け取ることができます。

【日曜日に受け取りを希望される方へ】

● 長野、松本地方事務所のパスポート窓口以外で申請され、日曜日に長野又は松本地方事務所の窓口で受け取りを希望される方は、申請時に「日曜交付希望申出書」（役場住民係に設置）を提出してください。

● なお、申請受付後は、窓口の変更はできませんのでご注意ください。

● また、同一世帯内にある2人以上の方が同時申請され、受取窓口が異なる場合は、窓口ごとに「はがき」をご用意ください。

尚、毎火・木曜日のパスポート申請と受取時間を午後7時まで延長しております。

お問い合わせ

長野県総務部国際課

026・235・7173

（直通）

FAX 026・232・1644

Eメール

kokusai@pref.nagano.jp

金利が変わらない住宅ローンフラット35ができました。

「フラット35」は住宅金融公庫がバックアップする民間金融機関の住宅ローンです。

○ 最長35年間の長期固定金利

○ 融資限度額最高8千万円

○ 保証料 0円

○ 繰上返済手数料 0円

○ 住宅の質を確保

○ 中古住宅の取得も対象

○ フラット35と公庫財形住宅融資との併用可

お問い合わせ

住宅金融公庫北関東支店

フラット35ほつとライン

027・232・6000

住宅金融公庫ホームページ

http://www.jyukou.go.jp/

電波利用保護旬間

【6月1日～10日】

電波を正しく使用するために、電波法というルールがあります。

しかし、ルールを守らない不法無線局から発射される強力な電波（不法電波）により、テレビ・ラジオなどの放送受信機器や消防、救急など重要な無線通信への混信・妨害が後を絶たない状況にあります。

私たちみんなの財産である電波の良好な利用環境を守るため、不法無線局をなくし、電波を正しく使いたしましょう。

テレビがきれいに映らない、無線機に雑音が入るといった電波に関するご相談は、信越総合通信局へお願いします。

無線設備への混信・妨害に関するもの

監視調査課

026・234・9976

テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関するもの

受信障害対策官

026・234・9991

その他の行政相談に関するもの

調査官

026・234・9961

無視できない架空請求って？

裁判所の「支払督促」や「少額訴訟」制度を悪用した架空請求があります。裁判所からの正式な通知であった場合、無視すると不利益を被るおそれがありますので、弁護士や消費生活センター等へ相談しましょう。

「裁判手続き」が脅し文句の架空請求にご用心！

ある日突然、使った覚えのない有料サイトの利用料金などの請求を送りつけてくる架空請求の相談が後を絶ちません。請求内容が曖昧な脅し文句が多用された通知にはあわてずに、架空請求を疑いましょう。

身に覚えのない請求は無視しましょう。脅し文句は連絡させるための罠です。

連絡をしたり、支払ったりすると、さらにトラブルに巻き込まれます。

裁判所からの正式な通知かどうかの見分け方

「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付されます。はがきや普通郵便で送付されることはありません。

郵便職員による手渡しが原則です。はがきなどのように郵便受けに投げ込まれることはありません。

受け取りの際は、郵便職員から「郵便送達報告書」に署名又は押印が求められます。

本物の「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」には、「事件番号」・「事件名」が記載されています。

「支払督促」については「督促異議申立書」が一緒に同封されています。

「困った」「どうしよう」そんな時は早めにご相談を！

松本消費生活センター TEL0263-35-1556

